

地質調査業務における安全費対象額について

令和3年7月1日基準より、地質調査業務における安全費が率化されました。算出式及び対象額は以下のとおりとしております。

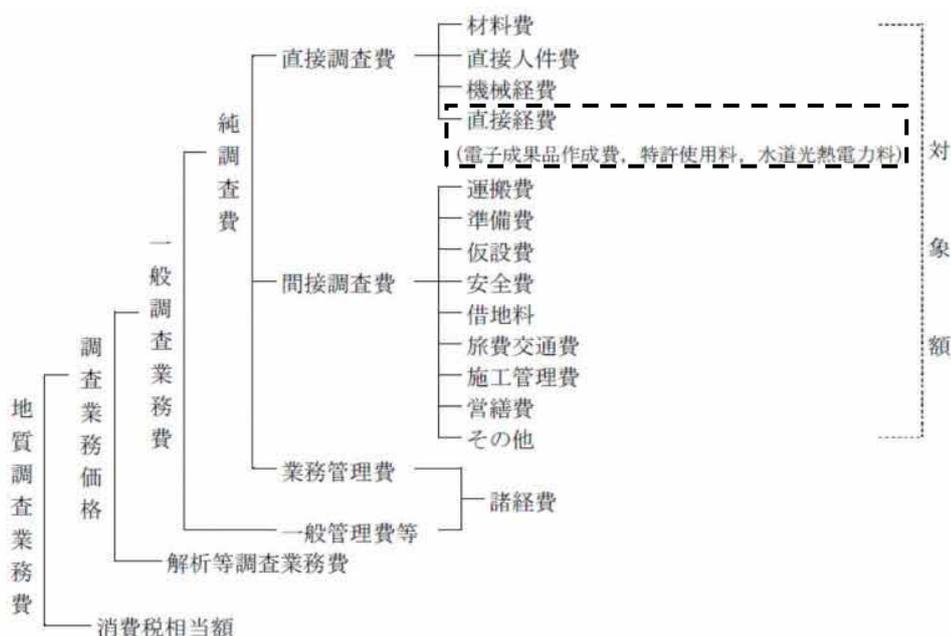
設計業務等標準積算基準書の抜粋

○安全費の積算

$$(\text{安全費}) = (\text{直接調査費}) \times (\text{安全费率})$$

(注) 1. 上式の直接調査費は、直接経費を含まない費用である。

○地質調査業務の構成



○地盤情報データベースに登録するための検定費

地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。

【安全費算出対象額としての直接調査費】

$$= \text{【直接調査費の合計】} - \text{【直接経費（地盤情報データベースに登録するための検定費含む）】}$$

※電子納品保管管理システム登録料（地質調査業務）は、安全費の対象額に含みます。

<参考>

旅費交通費算出に当たっての対象額は以下のとおりとなっており、安全費算出の対象額と旅費交通費算出の対象額とは異なります。

【旅費交通費算出対象額としての直接調査費】

$$= \text{【直接調査費の合計】} - \text{【地盤情報データベースに登録するための検定費】}$$